

議 長 会議を再開します。 (午後 3時19分)
続いて、飯田議員の一般質問を行います。6番飯田議員。

6番 飯田議員 はい、6番飯田です。通告順位に従いまして2項目の一般質問を行います。まず始めに、本町における「救急体制」について、お尋ねを致します。本町は、昭和47年10月1日より救急業務を開始された、江津市・邑南町・美郷町で構成する江津邑智消防組合に加盟をし、社会環境の多様化に伴い当消防組合では、管内8つの各所々に高規格救急車8台、2B型救急車1台、救急隊員98名、そのうち救急救命士30名が配置され、地域住民の皆様の安心と安全を守るため、日夜活動されておるところであります。平成28年度版の救急統計によれば、救急出場件数は2,591件、搬送人員は2,491人で、平成27年と比べ出場件数154件、6.3%の増。搬送人員は131人、5.6%の増。また管内在住者17.7人に1人。前年は19人に1人が救急車を利用した事になり、一日平均では7.1件、前年が6.7件の出場し6.8人が救急隊によって搬送された事になりますが、ここで注目しなければならないのは、約100件、約100人の方が救急車を呼んだが、救急搬送に至らない軽傷または救急搬送の必要のないものだったということです。今後、ますます高齢化率の上昇、核家族化が進むであろう当地域、本町においても、人口減少傾向とは相反し、救急出場件数は増えていくと予測されますが、危急的に事態にあり真に救急車を必要とする方の為、救急車の適正な利用をお願いする事は本町にとっても重要な事だと考えますが、その対応策をお尋ね致します。ちなみに年代別事故種別搬送人員では、80歳代の急病が36.6%を占めており、次いで90歳代の急病が18%。70歳代の急病が15.8%。60歳代の救急が11.3%となり、60歳以上の搬送割合が81.7%である状況となっております。次に、島根県ドクターヘリについて、お尋ねを致します。ドクターヘリとは救急医療に必要な機器及び医薬品を装備したヘリコプターであって、救急医療の専門医及び看護師等が同乗し、救急現場等に向かい現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行うことの出来る専門のヘリコプターの事を言うことと定義されています。島根県におけるドクターヘリ事業は、救命率の向上や後遺症の軽減を図る事を目的に厚生労働省が定めた救急医療対策事業実施要項に規定するドクターヘリ導入促進事業に基づき、島根県が実施する事業でヘリコプターを活用し、救急現場等から治療を開始すると共に救急搬送時間の短縮を目的に、平成23年6月13日から事業実施主体である島根県立中央病院を基地病院とし、消防機関及び医療機関の相互協力の下、運行実施されていますが、利用する我々住民はドクターヘリの要請はどのような時にされ、その判断はどのような手順でされているのか。また未知な事が多いと思われる。町民の皆様に最低限、知っておいて欲しい事は何なのか、どのような方法で周知されるのか、お尋ねをします。また江津邑智消防組合の平成28

年版の救急統計には、平成25年5月1日から広域連携に関わる広島県ドクターヘリの島根県への運行が開始された事を受け、島根県ドクターヘリの要請状況は現場救急が240件、転院搬送が27件、広島県ドクターヘリ要請状況は、現場救急が54件、転院搬送が2件、合計323件と報告されております。平成28年度の島根県ドクターヘリ運航実績によりますと、江津邑智消防組合では現場救急116件、転院搬送25件、キャンセルが43件、計184件。広島ドクターヘリ現場救急が25件、転院搬送が1件、キャンセル7件、計33件。総計217件でありました。すなわち差し引き106件は、天候不良で出動できないか、陸上搬送に切り替わったものと想定をされますが、それにしても江津邑智消防組合管内と雲南消防組合管内は、要請・実績とも他の管内に比べ非常に多い中山間地域という地形的な要因は理解出来ませんが、その他の要因は何が考えられるのか、をお尋ねをします。

次に、救急講習についてお伺いをします。私たちは、いつ、どこで、突然のケガや病気に襲われるか分かりません。もし目の前で誰かが倒れてしまった時、あなたは助けてあげる事が出来ますか。助かるはずの命を救う為には救急車が来るまでの間、側に居合わせた人が心肺蘇生法やAEDを使用する事が重要です。消防署ではより多くの皆さんに応急手当を身に付けていただく為の普及活動を行っておられます。救急手当では決して難しいものではありません。いざという時のために、ご家族、仕事場、地域の仲間と応急手当の講習を受けてみましょう。救急講習にも初歩の胸骨圧迫及びAEDの取り扱い、救命入門コースから心配蘇生法、大出血時の止血法、傷病者管理法外傷の手当、搬送法について8時間学ぶ上級救命講習など様々ありますが、まずは初歩の段階から始める事が大切だと思われます。1回、2回ではいざという時に忘れてしまっている場合が多いので、定期的に回数を重ねていって自然に身に付くまで受講する事が大切だと思われます。本町においても職場、自治会等で可成り実施されているようですが、夫婦、家族等での受講は身近な人を助ける事になります。本町でも川本消防署のご協力のもと、定期的な受講を増やしていく取り組みは考えられないのか、お尋ねを致します。2項目めは、「町道の維持管理」について、お伺いをします。町道の維持費は本年度3,000千円の当初予算でした。この維持管理費は全額が委託料になるように思われますが、委託先の業者はどのような町道管理をしているのか、内容が分かりにくいと思われます。定期的な見回りなのか、修繕をする箇所を見つけて予算内で修繕するのか、維持工事費は年によっては別に補正予算で上がってくると思われますが、各自治会から自治会長会議の度、町道修繕箇所の要望が出てくると思われます。それに対して緊急性の高い箇所から対応していくと言われますが、現在、修繕要望が有りながら未対応の箇所はどれぐらいあるのか。優先順位は要望の出た自治会に分かり易く伝えてあるのか、もう何年も前に要望を出したのにその時は修繕をすると言われたそうですが、未だに未対応のままだと言われる自治会もあります。今後、どう対応されるのか分かり易く説明をしてあげていただきたいと思われます。以上、

6 番
飯田議員
議 長

2 項目についてお尋ねを致します。

それでは、飯田議員の「救急体制について」に対する答弁をお願いします。
番外森川総務財政課長。

番外森川総
務財政課長

それでは、飯田議員の「救急体制について問う」のご質問の中の最初の質問でございます、「危急的事態にあり真に救急車を必要とする方のために救急車の適正な利用をお願いすることは、本町にとっても重要と考えるが対応策を問う」にお答えを致します。

議員のご質問にもありましたように、江津邑智消防組合の救急出場につきましては、年々増加をしている状況でございます。救急搬送の状況につきましては、議員のご質問の中で数字をお示しいただきましたので申し上げますが、60歳代以上の搬送割合が80%を超えている状況にあります。

この搬送人員の傷病程度によって分けますと、中等症以上が68.3%、そして、軽症、その他で31.7%という状況であり、約3分の1は軽症、その他の方ということでございます。

議員ご質問の、救急車の適正な利用をお願いする対応策でございますが、近年、全国的に救急車の出動件数が増えていることから、消防庁が、「「救急車を上手に使いましょう」～救急車 必要なのはどんなとき～」というパンフレットを作成しております。その中には、救急車を呼んだら用意しておくべきものなど「救急通報のポイント」について、重大な病気やけがの可能性のある「ためらわず救急車を呼んでほしい症状」について、実際に救急車を呼ぶ場合の「救急車の呼び方」についてなどが掲載されています。

救急車を呼ぶべきかどうか判断に困った時などに、活用していただきたいと作成されたものでございます。このようなパンフレットを活用し、救急車の利用について町民の皆様にご理解をいただくため、江津邑智消防組合や医療機関、町健康福祉課などと連携して、効果的な広報活動を行っていく必要があると考えております。

次に「ドクターヘリについて、最低限知っておいて欲しいことの周知方法は？」というご質問にお答えを致します。

ドクターヘリの要請はどのような時にされ、その判断はどのような手順で行われるのか、町民の皆様には分かりにくいことと思います。ドクターヘリの要請につきましては、直接、町民の皆様が出動要請することはできません。119番通報を受けた消防機関が患者さんの容態などを判断して出動要請をすることになります。町民の皆様にご存知しておいていただきたい内容について、島根県医療政策課が出している、島根県ドクターヘリ「命をつなぐ空飛ぶ救急治療室」というチラシがあります。その中にはドクターヘリの運行時間やドクターヘリの要請はだれがするのか、どこの病院に搬送されるのかなどが記載されています。その内容について、町民の皆様にも知っておいていただければと思っております。周知の方法としましては、そのチラシを自治会配

番外森川総務財政課長

布文書のときに配らせていただくことや、先ほどの救急車の利用と重なるところがございますが、関係機関と連携して効果的な広報について考えて参りたいと思っております。

次に、「江津邑智消防組合管内のドクターヘリ要請回数が多いが、その要因は」というご質問にお答えを致します。

江津邑智消防組合管内の救急搬送の搬送人員を見ますと、二次医療機関である済生会江津総合病院及び公立邑智病院への搬送が66%となっておりますが、重篤な傷病者につきましては、管轄外の3次医療機関等への搬送となっております。この3次医療機関までの陸上搬送は時間も要することから、そのような重篤な傷病者の方についてはドクターヘリで搬送されている状況でございます。管内の要請回数が他の管内に比べて多いのは、そういった3次医療機関、いわゆるこの地域の中核病院が近くにないということであります。そのため、救急搬送が必要な重篤な患者さんはドクターヘリでの搬送になっていると思われま。

次に、「救急講習を消防署と連携して定期的を開催することが重要と思われるがその対応策は？」のご質問にお答えします。

議員、ご指摘のとおり、心肺蘇生法やAEDの使い方を知っていることで、救える命を救うことができると思われましますので、その講習の必要性は十分認識しております。現在、本町の中では、江津邑智消防組合の職員の方が講師となって、いろいろな職場や自治会、学校などで普通救命講習などの講習会が実施されています。平成29年1月から10月までの実績でございますが、川本町内で13件の講習会が実施され、160人の方が受講をされています。また、普通救命講習修了者の川本町内の人数は現在550人です。受講回数が1回という方が一番多く、3回、4回という方もいらっしゃいますが、全体には回数を重ねて受講されている方は少ない状況にあります。議員のご質問の中にもありましたが、いざというときにこの心配蘇生法などができるかどうかは、やはり何度も受講しておくことが大事であると思っております。ご質問の定期的な受講者を増やしていくという取り組みにつきましては、今後、川本消防署とも相談をさせていただき、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長

再質問ありますか。6番飯田議員。

6番
飯田議員

最初の救急車の搬送について、再度お尋ねを致します。この危急性態にある、その患者さんを如何に救うかという問題でございます。先ほど課長が答弁されたように重症が68.3%。それから軽症またはその他で31.7%。これが実態だったなと思ひます。それで約70%の10回に7回の方が重症という事ですので、こういう人たち、患者さんのためにも適正な利用。例えば私もこの質問を出してから消防組合の救命士の方とお話をする機会がありました。それで、この31.7%軽症またはその他の部門なんですけど、

6 番
飯田議員

だいたい都会地は軽症または救急車を呼んだが搬送する必要のない方の要請が大変多いという事でした。これくらいの割合はあるでしょうって言われておりました。しかしながら、ここの江津邑智消防組合管内では、その他の中に軽症の方は確かに居られるのは居られるけど数は少ない。一番多いのは救急車を呼ばれて現場へ行った時に亡くなられて、もう死亡された方が居られる、ある。これが結構な数に上るみたいです。ですからその現場へ行って幾つかの適用の範囲で状態を見られて、これはもう死亡が確定的だなという時には搬送されないそうです。だから私がこの取り上げた約100件の100人のうちには、こういうお亡くなりになっていた方を搬送できなかったというようなケースが、この江津邑智消防組合の管内では多いんだという事は言っておられて、軽症またはそんなに必要ないのに救急車を呼ばれたという方は少ないそうです。私のちょっといささか早合点しまして、いかに100件の100人っていったら、すごい方がこの必要のないのに救急車を呼ばれているなという想像をしておりましたが、実際にそうして救命士の方と話をしたら、そういう実態が確かにあるんだと。じゃあこのこともやっぱり利用される町民の方にも知っておいてもらわないと、これが実態なんだという事をやっぱりお知らせをした方が良いなという思いで、今回この問題を取り上げました。そういう事もあるんですけど、やはり危急的な事態にある方を救う為に、その救急の出動要請をされるこの広報をしていただきたいと思えます。それからちなみに川本町、今、江津管内においての救急車の出動でしたが、川本町28年度は急病による出動回数162件、それから2番目に多いのが転院搬送、これが62件。それから一般の負傷が38件。交通事故による出動が9件。あとは3件、2件、1件と自損行為とかそういう事で、計283件の出動が川本町ではあったという事でございます。

続いて、ドクターヘリについて、住民の方に最低限、知っておいて欲しい事の周知方法、これまた自治会の配布するチラシ等で配布をされるという事でございます。それで先ほど答弁がありましたようにドクターヘリを要請する時に、119番通報をされます。この時にドクターヘリの要請はその消防機関の方がやられるそうなんです、その119番通報の相手の方の話の内容によって、この消防機関で電話を受けられた方が直接ドクターヘリの要請が必要かどうかを判断をされるという事もお伺いをしました。それでこの119番通報される時に、通報される住民の方、町民の方は、現場は何処なのか。それから患者さんの容体はどうか、という事。それから症状の大きい小さい、意識が有るか無いか。そういう事を消防署の方が聞かれるそうですので、それにあって慌てないように落ち着いた対応と言いますか、お知らせをしてあげる事が大事だという事を言っておられました。あとはその現場にドクターヘリが来て、その搭乗されてきたお医者さんが判断をされるという事でした。それから天候によっても飛ばない事も確かに先ほど件数を言いましたが、それくらいはある。そして途中で、その現場へ行かれた救急隊の方がドクターヘリを要請したけど、実際には陸送で大丈夫だなという事を

6 番
飯田議員 判断されたらドクターヘリをキャンセルされるという事もあるようですので、その119番通報される事に落ち着いた対応が一番必要なんだよと、そういうふうに言うておられました。それからドクターヘリの江津邑智消防管内の要請も多いという事でしたが、やはり中核病院が遠いという事でした。基地病院となる島根中央病院から、例えば川本町から陸送で救急車で運送する時は1時間少し掛かるそうです。ですが、ドクターヘリなら10分ぐらいで到着するそうです。そういう事があるので、ドクターヘリはやはり中核病院の無い江津邑智消防組合管内、または雲南管内も多いという事のようにした。それからひとつ住民の方もなかなか分からないと思いますが、ドクターヘリに例えば救急車だったらその患者さんの容体において付き添いで同乗されて病院まで行かれるケースもあると思うんですが、このドクターヘリについての付き添いの搭乗という事は、実際にあるものなんでしょうか。許されているものなんでしょうか。

議 長 番外森川総務財政課長。

番外森川総
務財政課長 ご質問のございましたドクターヘリへの付き添いの方の搭乗はどうかという事でございますけども、島根県のドクターヘリ運航要領というものがございまして、それを見ますと、その付き添いを搭乗するかどうかはですね、機長が判断をして決めるというふうに書いてございます。これは私が思うには、やっぱりヘリコプターの定員というものがございまして、そこで同乗者、付き添いを乗せれるかどうかというのは機長が判断する訳ですけども、合わせてやはり救急搬送されて病院に行く訳なんですけれども、そこで家族の判断を仰ぐような措置があるという時に、その家族がやっぱり一緒に来て欲しいという事で、その付いて来られたドクターと機長が判断をして乗せるという場合が多くて、割と多く付き添いの方も乗って行かれるというふうに伺っております。以上でございます。

議 長 再質問ありますか。はい、6番飯田議員。

6 番
飯田議員 機長とその医師の方の判断でという事で認められる場合もあるという事ですよね。はい、分かりました。それから万が一このドクターヘリを要請をしてドクターヘリが来ました。それでその時点で呼ばれた時に患者さん又は家族の方が費用は負担される事は、どういう時の事が考えられるのか。

議 長 番外森川総務財政課長。

番外森川総
務財政課長 ご質問のございましたドクターヘリ利用者、患者さん、或いは家族の方の費用負担という事でございますけれども、ドクターヘリの輸送自体の費用につきましては、負担を求めるものではないという事です。それでその医療現

番外森川総務財政課長

場のところで医療行為をされた、それについては医療保険制度に則り患者さん、或いは家族の方に請求がいくというふうに、これも先ほど申しました島根県のドクターヘリ運航要領の中に、そのように書かれています。以上でございます。

議長

再質問ありますか。6番飯田議員。

6番
飯田議員

この件に関しましても救急隊員の方と話をする機会が、後日ありました。それでドクターヘリを呼ばれて、そこで搭乗されてきたお医者さんに診察を受ける。その時の医療行為に対する、それから投薬に対する保険適用以内の負担を求めることは有りますという事がありました。だいたいどれくらいの金額が掛かるんですかという事を聞いたら、だいたい5,000円から20,000円ぐらいらしいです。そこで処置されたその医療に対する保険の適用範囲って言ったらだいたいそれぐらいの医療費が掛かると言っておられましたが、中にはドクターヘリで運ばれる事を拒否される患者さんどうも居られるみたいです。患者さん又はご家族の方。だけど救命士の方が言っておられましたけど、やはりこういう事態になったらお金の問題じゃない。命を最優先しなくちゃいけないから、これは病院に行かれた方がドクターヘリで運ばれた方が良いですよと言う事は言われるそうです。患者さん、ご家族に対して。それで命が助かったという事例は幾らでもあるそうです。こういう事もお伺いを致しました。ちなみに28年度の川本町におけるドクターヘリの運行回数ですが、川本町は28年度に7件のドクターヘリの運航がどうもあったようです。それから実際に運航された方ですね、現場救急が7件、それで転院が加藤病院から転院された方が7件。それから呼んだけど陸送に切り替えたというところが3件。それから天候不良で飛ばなかった事が4件、途中キャンセル、これは先ほど言いました現場に着いてキャンセルをされた方が1件。その他は、他の事案があった為、出動出来なかったというのが2件だそうです。私もこうして時々ドクターヘリが飛んで今の元川西小学校のヘリポートの方へ飛んで行くところをよく見る訳ですけど、実際には全部で17件ぐらいでしたという事です。28年度ですね。それで今の川本町ではヘリポートとして使っているのが、今の川西のヘリポートのグラウンド。それから町民球場、それから三谷小学校の旧体育館前の広場ですか、そこだけですよね。（「中央高校」の声あり）中央高校、はいはい、じゃあ4カ所というところがヘリポートの指定になっているという事なんですよ。はい、いずれにしても、このドクターヘリ、命を助ける為に正しい活用をしていただきたいし、後遺症の残らない早い対応が必要だと思います。

続いて、消防関係と連携した定期的な講習開催をお願いをしておきました。これ、私も経験あるんですが、一回、二回、その初期の救急講習講座を受講しても、なかなかいざという時に例えば胸骨圧迫AEDの使用という事に、適切な処置が出来ない事があります。これもやっぱり回を重ねて自然に身に

6 番
飯田議員 付くような方法でやっておかないといざという時に機能しないと思いますので、例えば今の専門的な講習はいろいろあります。普通救命講習の1から3とかいうのはいろいろあるんですが、この初歩的な応急手当の講習を回数を重ねて、先ほど3回4回の方もおられるという事がありました。例えば5回10回講習されて、実際に自分の身に付けられた方、その講習回数の方に、「5回、あなたは講習されました。」「10回、講習されました。」というような回数を記録できるような用紙と言いますか、カードみたいなものを作られて例えば消防機関の判を押してもらおうとか。役場総務課の判を押してもらおうとか、そういった時に5回記念、10回講習記念という事で、例えば三宅町長から講習の優良の修了書をいただくとか。川本署の署長から修了書をいただくとか、そういう事を考えられたら、もっともこの受講回数が増えると聞いた事があるんですが、そういう事は考えられませんか。

議 長 番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長 ご質問のございました受講された時のそういった受講記録をしたようなカードを作ってはどうかというような事でございますが、今、普通救命講習でありましたら受けたら、こういうカードが配布をされて、それを補助して講習すれば、そこに多分記録がなるようなカードが役場の職員もけっこう、私も持っておりますけれども、そういった物が有ると思います。これにつきましてはそういったそれよりももうちょっと初歩的なそういう応急手当の講習というようにお話でございましたので、消防署とも相談をさせていただきました。もしかしたら近隣にそういった取り組みもあるかも知れませんが、そういった参考になるものも含めまして、一緒に。それと定期的なそういった講習というのとも合わせて相談をさせて検討をして参りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 再質問ありますか。6番飯田議員。

6 番
飯田議員 普通の救急講習には1から3まであって、これには修了書が発行される、消防署から発行されるという事はあります。ただ応急手当の初歩のコースはこれは発行が修了書の発行は無いんですね。ですから私、先ほど言ったような格好を取られたらどうか。もっとも受講していただけるんじゃないかなという事を思っていました。また検討しておいて下さい。

最後に、「江津邑智消防組合の救急統計のはじめに」という、これがそうなんですけど。江津邑智消防組合の救急統計の纏めたものなんです。この、はじめにというところに、地域の住民の皆さんが安心して暮らせる社会環境を守るため、今後も更なる救急業務の高度化を図っていくと共に、本書がこれですね、本書が広く関係各位に利用され、救急業務に対する理解を含める一助となる事を願うものです。とありますが、この救急統計ですね、これは

6 番
飯田議員
議 長

本町の総務財政課にも行けばございますか。

番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長

この救急統計につきましては、以前は平成25年頃ですか、そのぐらいまでは消防署の方からそういった冊子がお送りいただいておりますけれども、今はホームページでの掲載のみという事になりまして、我々も必要に応じてそこで印刷をして見るという形にしておりますので、町民の方が来られて、それをみたいという事でありましたら、町の方でそれを閲覧出来るような形には出来ると考えております。

議 長

再質問ありますか。6番飯田議員。

6 番
飯田議員

実は、この救急統計、川本消防署の方には何冊かあるそうです。ですからどういう状況になっているか知りたい方は、その川本消防署の方へ行って「欲しいよ」と言われたら、どうもお出しをされているみたいですので、総務課の方でも閲覧が出来るような格好に何部かは置いておかれたら良いんじゃないかと思えます。はい、これでこの救急体制についての質問は終わります。

議 長

以上で、1項目めの「救急体制について」の質問を終了します。

々

次に、2項目めの「町道の維持管理について」に対する、答弁をお願いします。番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長

飯田議員ご質問の内「町道の維持管理について」のご質問について、ご回答いたします。

まず1項目めの、「業務委託した業者は、どのような町道管理をしているのか問う」について回答いたします。

本町の道路管理につきましては、道路法第42条に「道路管理者は、道路を常時有効な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」と定められており、これに則って行っております。道路の維持業務には、巡回、点検、維持、修繕の4つがありますが、このうち、町が道路維持として業者に委託しているのは、維持、修繕の部分になります。基本的な業務内容としては、町からの指示により、舗装や側溝の軽微な補修。それと道路や側溝の土砂撤去や陰切りなど、応急的な処置となります。業者が維持修繕を行う際は、まず職員が現地確認後に作業内容を指示し、作業後も必ず現地確認を行っております。地元自治会からの通報はもとより、地域における協力に関する協定を結んでいる川本郵便局、三原郵便局、因原郵便局や、島根県の道路防災ソフト「パトレポ島根」からの連絡により現場の確認もしております。

番外宇山地域整備課長

維持修繕の費用については、基本的には委託金額内で納めることとしておりますが、豪雨や台風により緊急を要する場合は、予算の範囲内で応急工事を行っております。応急工事の対応が不可能な場合は維持工事費にて対応をしております。維持工事に係る予算につきましては、自治会等からいただいた要望箇所について、緊急を要する箇所を重点的に当初予算に計上しております。

次に「各自治会より修繕の要望があった箇所の優先順位をわかりやすく自治会へ伝えてあるのか？周知方法を問う」について回答いたします。

自治会からの要望については、平成26年度より、口頭での要望はお断りし、文書にて要望をいただき、町も文書で回答することを原則としております。要望された箇所については、現地確認を行い、緊急度が高い箇所から修繕や改良を行っております。緊急性の低いものにつきましては、経過観察を行い予算に応じて対応させていただいております。経過観察を行っている箇所、樹木の伐採や橋の拡張など未対応な箇所は、平成26年から平成28年度の3カ年で31箇所であります。いずれに致しましても、基本的には要望された箇所についての対応方法は、文書にて自治会にご報告させていただいております。

議 長

再質問ありますか。6番飯田議員。

6番
飯田議員

道路の維持費の件なんですけど、維持と修繕に関しては、業者に委託をしているという事ですね。ですから本年度は当初予算3,000千円の予算が組んでありましたよね。ですから28年度に出来なかった箇所の自治会の要望のところを含めて3,000千円で、だいたい年間を通して出来るだろうという推測の元に、この当初予算3,000千円、維持費、管理費という事でお考えになったという事で良いんですか。それともあと工事費は補正で対応するからという事で3,000千円の当初予算しか組んでなかったという事でよろしいんですか。

議 長

番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長

道路維持費と維持工事費と2つございます。まず道路維持費という部分が業者に委託をしている部分でございます。道路の軽微な修繕等を行っております。自治会等からの要望の修繕等につきましては、基本的に維持工事費に挙げております。平成28年度で言いますと11,991千円、ほぼ自治会からの要望に応える修繕や改修の金額となっております。予算的にはこのようになっております。

議 長

再質問ありますか。6番飯田議員。

6 番
飯田議員 はい。維持と軽微な補修・修繕、これが維持費。それであと実際に要望を受けての修繕は工事費でよろしいんですか。（「はい」の声あり）

 はい。それで本年、今回の定例会で2,009千円でしたか、補正が出ましたよね。町道維持管理維持費で載っておりましたかね。これは工事の分ですよね、実際に。この間、聞きました。台風の為に山の土砂が崩れて、それを撤去した費用だと言われましたよね。因原とそれから何処でしたか、矢谷の方でしたか、柿の木原でしたかね。それは工事費ですよ。工事の為に、それとも3,000千円の中でやられるんじゃないでしょ、補正だったから。3,000千円プラス今回これが出たから2,000千円の工事費の補正が出たという考えですよ、そうですよね。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地
域整備課長 今回、補正に上げさせていただきましたのは、ちょっと私の説明もその時、悪かったかなと思いますが、台風等の部分で維持工事費、維持工事費の計算が人役で計算しております、出た回数によって3,000千円の枠が決まっております。その枠がこの度も全て台風や災害で一杯になりまして、今後これから冬への維持に対して予算が不足すると思われましたので、今回補正の方を上げさせていただいております。

議 長 はい、再質問ありますか。6番飯田議員。

6 番
飯田議員 じゃあ今回の補正はこれから対応する予算と思ってもよろしいんですか。前回お聞きした時には、この分があったからこれを土砂撤去した分の予算と、あとこれから先の分と言われたような気がせんかったでもないんですが。まあ良いです。はい。それでですね、先ほど28年度には11,000千円ぐらいの工事費を使われて、前年度の自治会の要望箇所の修繕をされたという事ですよ。今現在、29年度に向けては要望の有った箇所、どれぐらい残っていて、どれぐらいの予算を必要だと今後、思われてます？

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地
域整備課長 先ほど答弁の方で申し上げさせていただきましたが、未対応の箇所は31箇所ございますが、これは経過観察というところがございます、実際に直ぐ直ぐ工事をするような部分ではございません。いただいた部分の緊急性の高いものが、この予算の昨年度予算の11,000千円ぐらいの金額となっております。本年度も同様に緊急性の高いものを工事をしておりまして、来年度も予算緊急性の高いものを予算計上させていただく予定となっております。

議 長 再質問ありますか。6 番飯田議員。

6 番 飯田議員 はい、じゃあこれは経過観察、自治会から要望出た分でも経過観察で今おいているという事は、先ほど言われたように文書で対応されて、その結果は各自治会へ伝えてあるという事でよろしいですね。はい。それでは私が町道を通る時に感想を思った事を3点ほど言って、この質問を終わります。町道沿いの側溝などにイノシシ等が法面を崩し、水路が水が道路上を流れている箇所も数多く見られます。冬期の凍結による事故も考えられますが、そういう箇所は地域整備課として把握されておりますよね。はい、次いきます。町道の通行に支障をきたす支障木について、地主不在や集落の高齢化により伐採が出来ないところも数多く見られます。こういうような対応もある程度は考えていただきたいな思います。もうひとつ、速度を落とし徐行しなければ隣家等に揺れの迷惑になる箇所は、少なくとも徐行の看板を立てるような措置が必要だと思いますが、こういう場所も把握されておりますよね。答弁出来るところは答弁して下さい。

議 長 番外宇山地域整備課長。

番外宇山地域整備課長 失礼致します。まずイノシシ等が崩した土砂が側溝に詰まっていて、その水が流れてこれから先、凍結の危険性があるというご質問についてですが、実際に個別の場所について把握は、申し訳ないですがしておりません。先ほど申し上げましたように職員の巡回や協定を結んでおります川本、三原、因原郵便局の連絡や、島根県の防災ソフト「パトレポ島根」により、状況確認を行っております。道路交通に支障をきたす場所、そのような場所がありましたらご連絡いただければ非常に助かります。それから次、個人の支障木の事について、ご質問をいただいたと思いますが、支障木につきましては個人の交通に支障をきたす場合には、町の方で地権者の許可を得ずに伐採する場合がございます。交通に支障が無い場合につきましては、基本的には未対応という対応をさせていただいております。それから3点目、速度を落として徐行しないと家が揺れると、看板を立てるべきではないかというご質問であったのかと思いますが、もしそのような場所がありましたら、ちょっとお聞きしますと県の方でも、そのような看板を最近立てているという話を先日ちょっと聞きましたので、町の方でもそのような対応が必要かなという事で現在、考えております。

議 長 再質問ありますか。はい、6 番飯田議員。

6 番 飯田議員 最後に1つお願いをしておきます。やはり今の地域整備課の職員の皆さん、巡回されているいろいろ町道の様子を見られると思います。夏場と冬場では、これまた環境が違うと思いますし、支障木については通行をきたす場合も多々

6 番
飯田議員 見られますので、その事を指摘しておきますし、その速度を落として通行しなければ隣家に揺れが迷惑が掛かるというのは、今現在、企業進出の為に三原地内で大型の車輛が可成り通行しております。そこで今の以前の水道管の埋設、それから集落排水の下水管の埋設時の時に、そういう状況が未だ未対応で直っていない所もあって、そういうところが結構揺れるみたいです。また見廻りに回られる時には、何処かという事が分からなかったらお教えをしますので、そういう事を近所の方が言っておられましたので付け加えておきます。はい、以上で終わります。

議 長 はい、以上で、2項目めの「町道の維持管理について」の質問を終了します。

々 これをもちまして、飯田議員の一般質問を終了します。

々 以上をもって、本日の議事日程はすべて終了いたしました。
長時間にわたり、お疲れ様でした。 (午後 4時16分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員